

日光山縁起の成立

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学国語国文学研究室 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 丸谷, しのぶ メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20171225-176

Title	日光山縁起の成立
Author	丸谷, しのぶ
Citation	文学史研究. 27 巻, p.16-29.
Issue Date	1986-12
ISSN	0389-9772
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学国語国文学研究室
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

日光山縁起の成立

はじめに

「日光山縁起」は下野国の日光山・宇都宮の神々の生成を語る本地物語をもち、日光東照宮造営以前の日光山とその別宮といわれた宇都宮の伝承を集成したものである。この寺社縁起の成立とその背景について考えるのが本稿の目的である。

「日光山縁起」には、日光山と赤城山の神が沼の領有権を争った時、日光山の神の子孫で弓矢の達人・小野猿丸が日光山の神に加勢して神軍を勝利に導いたという小野猿丸神戦譚が含まれている。この部分は日光派文書と称する狩猟伝承文書とのかかわりをめぐって数多くの論考に取り上げられてきた。⁽¹⁾ またこの部分は、縁起中の他の部分より古くから存在した「日光山縁起」の最古層にあたる⁽²⁾とされている。「日光山縁起」の成立を考える場合、この部分が縁起以前の説話・伝承とどうかかわるかが一つの要点となる。そこで、第一章では、小野猿丸神戦譚につながってゆくとみられる狩人・庵佐羅

丸谷しのぶ

麼譚を取り上げ、その成立背景である日光山・宇都宮の信仰的世界を探り、それをふまえて第二章では、寺社縁起という表現形式に整えられた「日光山縁起」の成立を考えたい。

なおはじめに、本稿で資料として用いる「日光山縁起」の範囲を明確にしておきたい。

近年「日光山縁起」諸本の紹介・系統付けに関する研究が進展し、⁽³⁾表Ⅰに挙げる二十本が、第一種A・B・C、第二種、第三種に分類されている。この二十本の中には、林羅山の述作⁽⁹⁾、作品・地誌の記事の中に材料として取り込まれたもの⁽⁸⁾、⁽¹¹⁾⁽¹⁷⁾、⁽²⁰⁾、縁起ではなく物語と見なされたもの⁽¹⁶⁾等、様々な性格のものが混在している。

表Ⅰ「日光山縁起」諸本

名 称	出 所 等
第一種 (1)日光山権現因位縁起	桜林房寛采書写(享祿5年)

B		C
(2) 同	A 本	
(3) 同	B 本	
(4) 日光山宇都宮因位御縁起	藤本房聖格書写(天文23年)	
(5) 日光山宇都宮因位縁起	赤木文庫蔵(4)の転写本	
(6) 補陀洛山祖秘録	下野国今市宿如来寺林順介書写	
(7) 日光山御縁起	日光市柴田家蔵(文政9年)	
(8) 日光山のこと	「宇都宮記」所収(天保14年)	
(9) 二荒山神仙伝	林羅山述作	
(10) 下野国日光山開闢之事	「前々太平記」所収(正徳5年)	
(11) 伊予国喜多郡五十崎	愛媛県喜多郡五十崎町古田	
宇都宮社記		宇都宮神社蔵
第二種		
(12) 日光山縁起(上巻のみ)	宇都宮市松本家旧蔵	
(13) 日光山並当社縁起	宇都宮正綱(文明9年)	
(14) 日光山縁起	金剛仏子貞禪(至徳元年・無紀年・慶長19年)	
第三種		
(15) 下野国二荒山縁起	不明	
(16) 大飼物語	不明	
(17) 二荒山縁起事	「続太平記」所収(延宝5年)	
(18) 日光山由来事	「那須拾遺記」所収(享保18年)	
(19) 日光山	番外謡曲	
(20) 勝善縁起	「奥相誌」所収(文久3年)	

(栃木史心会会報第十五号所収)

「日光山縁起」文獻目録」をもとに作成)

寺社縁起は本来、寺社の草創・歴史や本尊・神格にかかわる伝承を文字化(時には絵画化)してまとめた、当事者にとっての重要文書として伝えられてきたはずだ。寺社が歴史的転換期に置かれた時などは従来の伝承を整理する動きが起って、縁起の新たな編纂や改変が行なわれることがよくある。寺社縁起という表現形式の背景には寺社側の何らかの意図を読み取ることができる。一方、文字化された寺社縁起は、寺社側の手を離れ、第三者によって利用される可能性もある。この場合、縁起は第三者の目的に沿った意味付け、第三者の解釈に基づく改変が施され、先に述べた寺社側の意図を反映した場合とは異なる性格をもつようになる。寺社縁起諸本がどのような所に伝えられてきたかという資料の出所とその資料の性格とは大いに関係がある。従って、寺社縁起を資料とする際にはその資料の出所に留意し、考察の目的に応じた選択をすべきなのである。

「日光山縁起」諸本はその出所から二群に分けることができる。

日光山・宇都宮やそこに関係する所に伝えられたことがわかる甲群(1)(4)(6)(7)(12)(13)(14)と、日光山・宇都宮とは直接関係のないところで利用された、或いは出所不明の乙群(8)(11)(15)(20)である。本稿では、日光山・宇都宮の信仰的世界の中で「日光山縁起」の成立を考えようとする目的に沿って、以下に掲げる甲群七本を資料として用いることとする。

○第一種

A a 日光山権現因位縁起

B b 日光山宇都宮因位御縁起

c 補陀洛山祖秘録

d 日光山御縁起

○第二種

e 日光山縁起（上巻のみ）

f 日光山並当社縁起（上・下二巻）

g 日光山縁起（fに同じ）

第一種 A a 日光山権現因位縁起は日光市二荒山神社蔵で、奥書に「享祿五稔^{玄藏}_{執除} 立冬上旬八日書畢之、桜林房寛栄之」とある。「桜林房」については不明だが、この縁起を転写したものが日光市野口の日枝神社に伝えられることから、第一種 A 系の縁起は日光山周辺に流布したものと考えられる。第一種 B b 日光山宇都宮因位御縁起は神宮文庫蔵で、奥書に「干時天文廿三年^{甲丑} 五月二日書写之」「筆藤本坊聖格生年^{六十一}」とある。「藤本坊」は当時日光山にあった一坊である。B c 補陀洛山祖秘録は宇都宮高校蔵で、奥書に「試筆者如来寺内、林順介」とある。「如来寺」は日光市今市に当時あった寺院で、「林順介」は十八世紀中期から十九世紀初頭頃の人物だという。B d 日光山御縁起は日光市の旧家柴田家の蔵で、奥書に「文政九丙戌歳書写之」とある。当家は日光七ヶ所御番所、日光奉行支配の同心を務めた家だという。以上のように、第一種の諸本はいずれも日光山やその周辺に伝えられてきたものである。

第二種はいずれも絵巻の形態をとる。e 日光山縁起は日光市二荒山神社蔵であるが、元は宇都宮市の松本家の蔵するところであった。f 日光山並当社縁起は愛媛県大洲市宇都宮神社蔵で、奥書に「文明九年正月十一日、右馬頭正綱」（上・下巻とも同じ）とあり、宇都宮正綱とのかかわりを示している。g 日光山縁起は新潟県東蒲原郡実川村二荒山神社旧蔵で、至徳元年・無紀年・慶長十九年と三つの奥書をもつ。至徳元年の奥書においては縁起が宇都宮で作成されたことをいう。第二種はいずれもほぼ同一の詞章を持っており、その奥書等からわかるように、元は宇都宮やその周辺に伝えられたものである。

第一章 日光山・宇都宮の信仰

（1）宇都宮の性格と九月会

日光山・宇都宮に言及した資料の早いものに「続古事談⁽⁵⁾」の記事がある。

下野国武荒山ノ頂ニ湖水アリ。広サ千町バカリ。キヨクスメル事タゲヒナシ。林ヨモニメグルトイヘドモ、木葉一水ニウカマズ。魚モナシ。若人魚ヲ放テバ、スナハチ浪ニウタレテイゾ。二荒ノ権現山ノ頂ニスミ給フ。麓ノ四方ニ田アリ。其数ヲシラズ。国司検田ライレズ。千町ノ田代アリ。宇都宮ハ権現ノ別宮ナリ。カリ人鹿ノ頭ヲ供祭物ニストゾ。

この記事を通覧すると、「二荒ノ権現（日光山）」の別宮・宇都宮は、「若人魚ヲ放テバ、スナハチ浪ニウタレテイゾ」という清浄地・日光山とは違い、「カリ人鹿ノ頭ヲ供祭物ニス」という所であることがわかる。或いは、十二世紀の宇都宮は、日光山の別宮であることと狩人が鹿頭を供える祭をすることの二点において世に知られていたともいえよう。この狩人が鹿頭を供える祭とはいったいどのような祭だったのか。『続古事談』の記事から明らかのように、日光山の神は生臭物を全く受け入れない。狩人が鹿頭を供える祭は宇都宮独自の信仰から行なわれていることになる。

宇都宮には「九月会」という祭礼がある。宇都宮氏の家法「宇都宮家式条」⁽⁶⁾（弘安六年成立）によると、九月会は九月九日に行なわれ、「大頭役」の者が祭の用途にあてゐるための狩りを行なつた。当時、宇都宮の社務は宇都宮氏が司り、大頭役には配下の諸氏が當つていた。宇都宮歌壇の歌集「新和歌集」⁽⁸⁾には次の作がある。

父清原高経宇都宮九月会の頭のかりし侍けるほとにいとまなきよしを人のもとへ申つかはすとて
藤原公高

しるらめや野へのうつらをふみたて、こはきか原にかりくらすとは

右の詞書に見える「頭」は大頭役のことを言っていると考えられ、宇都宮氏有力支族の一・清原氏が大頭役の務めとして狩りを行なっていることがわかる。

九月会の狩りは宇都宮の神の性格と深くかかわっている。『沙石集』⁽⁹⁾巻第一「生類ヲ神明ニ供ズル不審ノ事」では、信州の諏訪と

下州の宇都宮が狩りを宗として鹿・鳥の手向けを受けるのは、そうすることによつて生類も殺生をした者も救済されるからだという考え方が記されている。つまり、宇都宮の神は狩りという殺生を生業とする者を救済される神として性格付けられ、信仰されていたのである。その信仰を象徴的に表出したのが、先に述べた九月会の狩りであつたと考えられる。『続古事談』にみえた狩人が鹿頭を供える祭も、この九月会に連なるものと考えてよいだろう。

(2) 狩人・庵佐羅摩譚

宴曲集「拾葉集」⁽¹⁰⁾（嘉元四年成立）所収「宇都宮叢祠靈瑞」は東国の大社を題材とした一連の曲の一つである。これらの曲は、取り上げられた大社に対する当時の信仰を反映しているとされている。⁽¹¹⁾

「宇都宮叢祠靈瑞」では宇都宮三所明神の本地仏を阿弥陀如来・千手観音・馬頭観音とし、「あの曇無代を照。日光も同く影を垂」と表現して日光山とのつながりを述べる。祭礼については先述の九月会を特筆し、次のように表現している。

其や九月の重陽の。宴にかさす菊の花も。えならぬ祭なれや。

紅葉の麻の夕榮。秋山飾の手向に。頼をかくる神態。さても神敵をしえたげし。狐夫が忠節の恩を憐て。恩愛の契も昵敷。孝行の義も重かりき。さればにや今も織の森の。こず糸に茂き恵は。法界体性の。円満無碍の功得ならん。訝帰る。霜夜の月も白妙の。袖の追風深ぬる御神楽。冷増音旧て。冷倉にそのしる

しを。奈須野のをしかの熱も。ゆへあるなるものをな。

(※印の漢字は、そのままでは意味不明である。冷は狩、熱は贅と今は考えておきたい。)⁽¹²⁾

傍線部は宇都宮の神敵を退治した狩人について述べている。この狩人は、「恩愛」「孝行」という表現から宇都宮の神の子孫と位置付けられていることがわかる。波線部には、この狩人が今は「織の森」にまつられていることが述べられている。宇都宮第一の祭礼・九月会にかかわることとして、神の子孫にあたる狩人が神敵を撃退した話の存在をこの部分は示している。

十四世紀中期頃の成立とされる『神道集』⁽¹³⁾所収「日光権現事」には次のような件がある。

往昔ニ赤城ノ大明神ト沼ヲ諍ヲ庵佐羅摩ヲ語玉シ事ハ遠ニ遠キ昔ナリ
ここには、日光権現と赤城大明神の沼争い譚が示され、日光山側に味方した「庵佐羅摩」なる者が出てくる。同集「宇佐八幡事」には、

所謂熊野證誠権現宇津宮ノ大明神熊野千代包庵佐良「此ヲ因縁

トメ顯玉フ其二人共鹿ヲ射ルヲ由来トシ玉ヘリ

とあり、宇都宮大明神・庵佐羅摩と熊野證誠権現・熊野千代包とが対比され、庵佐羅摩も熊野千代包も鹿を射ることを契機として神の顯現に関与した者であるとされている。庵佐羅摩に対比される熊野千代包は、紀州武漏郡の狩人で後には熊野権現の別当となった人物である(同集「熊野権現事」)。先の「鹿ヲ射ルヲ由来トシ玉ヘリ」という部分ともあいまって、庵佐羅摩の方も、熊野千代包同様神の顯現に関与した狩人で神を奉斎する者とされていたと考えられる。

以上のことから『神道集』に散見する庵佐羅摩像をまとめると、日光山の神敵を撃退し、宇都宮の神の顯現に関与した狩人となる。

この狩人・庵佐羅摩譚は何を意味するのか。『続古事談』の記事を見るに、日光山側には狩人の登場する説話が生まれる可能性は考えにくい。一方、宇都宮を取り上げた宴曲「宇都宮叢祠靈瑞」には宇都宮の神敵を撃退した狩人の話の存在が示されていた。そうすると、『神道集』に散見する庵佐羅摩の登場する件は、宇都宮にかかわる狩人と日光山にかかわる庵佐羅摩が神敵を撃退した者という共通点から結びついてでき上った狩人・庵佐羅摩なる人物が登場する説話・伝承の存在を示すと考えられる。『続古事談』で日光山の別宮とされ、宴曲「宇都宮叢祠靈瑞」では単につながりがあるとのみ言われた日光山に対する宇都宮の位置が、『神道集』に到ると、狩人・庵佐羅摩譚との関連で説明されるようになったのである。狩人・庵佐羅摩譚の成立は、日光山・宇都宮が一つの信仰的世界に属するものであることをいう説話の誕生であると共に、日光山に対する宇都宮の位置を、説話という手段で、従来より具体的に示すようになったことを意味すると思われる。

(3) 狩人・庵佐羅摩譚成立の背景と至徳元年奥書

狩人・庵佐羅摩譚の成立背景をさぐるために、当時(十四世紀頃)の日光山・宇都宮の様子を見てゆきたい。

『吾妻鏡』文治二年九月卅日条には、源頼朝が下野国寒河郡の国

領から田地十五町を日光山三昧田として寄進したことが見える。保

元三年「日光山常行三昧堂檢校法師聖宣請文」⁽¹⁴⁾には「依・叡岳之餘

暉、繼・光山之法燈」や「模・本寺常行堂、新以当山建立」という

記述があり、東国天台の中心地として、本寺比叡山を模して建立さ

れた常行三昧堂のことが見える。先の日光三昧田とは、この常行堂

で行なわれる常行三昧不斷念仏修法の供料にあてられた田地であ

ろう。また、「吾妻鏡」建仁二年正月九日条を初めとして、それ以降

日光山別当が鎌倉鶴岡八幡宮の供僧となつて修法・供養を行なう記

事が散見し、日光山上層部と鎌倉幕府との密接なつながりがわかる。

こうした幕府とのつながりを背景に、日光山は東国天台の拠点とし

て発展してゆくが、その中心に常行三昧堂があつたのである。

常行三昧堂建立の経緯を慈覚大師円仁の事蹟に仮託して記した

「円仁和尚入当山記」⁽¹⁵⁾には、円仁が「常行・法華堂」を建立し「依・

仁明天皇勅・定・勝道上人・空海僧都門流・悉・円仁和尚門流佛依」

せしめたという件がある。これは、常行三昧堂を拠点とする天台宗

円仁門流の一派とは別に勝道・空海門流と称される一派が日光山に

あつたことを意味する。

勝道・空海門流と称された一派の資料としては「日光山滝尾建立

草創日記」⁽¹⁶⁾が考えられる。これは、「東寺寺務空海」の事蹟に仮託

して、空海が勝道上人の碑文を著すため日光山を訪れて滝尾を始め

山中の諸寺・霊場を整えてゆく様子を記したもので、その眼目は、真

言密教の祖・空海による日光山での入峯修行の始まりを述べる点に

ある。「日光山滝尾建立草創日記」から窺われる勝道・空海門流の

一派は、日光山を巡り入峯修行を行なう真言密教系の行者達であつ

たと思われる。

以上のように、日光山には天台宗円仁門流の一派と真言密教系勝

道・空海門流と称される一派とがあつた。前者は鎌倉幕府の援助下

に常行三昧堂を拠点として活動し、後者は日光山入峯修行行者とし

て活動していた。

では、宇都宮の方はどのような状況にあつたのか。「日光山縁起」

第二種R日光山縁起には二種類の奥書があつた。この中の至徳元年

奥書には「至徳元年甲子仲冬初日 願主 金剛仏子貞禪」とあり、

縁起作成の経緯については、古老の社官が「於・上古・此國・繪文・維・

有・社内・頃年之間令・紛失」と語ったことから縁起作成の願を立て

「課・画工・終・其功・早」と述べている。この奥書をみると、絵巻の

形態をとる第二種R日光山縁起が至徳元年に貞禪が願主となつて作

成されたかに思われる。ところが、宇都宮市二荒山神社蔵「至徳元

年云々旧記」⁽¹⁷⁾なる当社の蔵品銘記録には、

至徳元年甲子仲冬初日

願主金剛仏子貞禪

右当社旧記有之候

として、至徳元年奥書の一部が載せられている。「至徳元年云々旧記」

の存在は奥書や銘が本体を離れて独り歩きする可能性を示してお

り、R日光山縁起と至徳元年奥書の結びつきが確実ではないことを

思わせる。⁽¹⁸⁾と同時に、宇都宮にとっては、至徳元年奥書は記録され

至徳元年奥書に見える貞禪は、「金剛仏子」とあるところから密教系の僧であるらしい。貞禪に関しては次のような資料がみつかつている。

(1)日光市輪王寺蔵 大方広仏華嚴經第一奥書

至徳三年 西暦六月二十四日

願主寓於大明神西経所 貞禪

(2)日光市輪王寺蔵 経櫃銘

宇都宮西経所住侶沙門金剛仏子貞禪

嘉慶二年 戊辰十二月

(3)宇都宮市二荒山神社蔵 『至徳元年云々旧記』より

宇都宮駒犬

願主貞禪

應永八才 辛巳十二月

泰景重七郎

この三資料から、貞禪は宇都宮西経所の住侶であることがわかる。西経所とは宇都宮にあった経所の一つ（東経所もあった）である。

(1)の奥書を有する大方広仏華嚴經は、中禪寺宝蔵に納められた五部大乗經の一つで、願主貞禪が伊勢国安濃郡雲津郷出身・宇都宮祥龍庵寄住の比丘・良守らを二結して寄進したものという。⁽¹⁹⁾(2)の経櫃は五部大乗經を納め新宮権現に寄進されたものである。⁽²⁰⁾これらは日光山入峯修行のために集まった行者達の奉経經で、貞禪はこうした行者達をとりまとめる立場にあったと考えられる。⁽²¹⁾

(4)日光市二荒山神社宝物館蔵 手箱黒漆銘

敬 奉施入中禪寺権現宝前
白

(蓋)

日本紀三卷 并麗氣記^{十八卷}
次神系図^{一卷}

(箱・右側面)

應永第六林鐘一日 施主金剛仏子貞禪
敬書

(箱・左側面)

これは中禪寺権現宝前に施入された日本紀・麗氣記・神系図の箱で、貞禪によって書写・奉納されたものである。この三本の取り合わせは、貞禪が社僧としてこれらの書を重視し、日本書紀の研究を行なった可能性を思わせる。

(5)日光市輪王寺蔵 絹本着色飯繩曼茶羅書き入れ⁽²²⁾

授与本願主貞禪大德畢

(右下)

大阿闍梨位

(左下)

これは貞禪に飯繩曼茶羅が授与されたことを示す資料である。ちなみに、飯繩曼茶羅は吒吉尼天を本尊とするもので、作例は少なく、その性格も不明な点が多いという。⁽²³⁾輪王寺蔵のこの一幅には、吒吉尼天の本地・勝軍地藏が上部中央、狐に乗る形で描かれ、これを圍繞するように童子と狐が描かれている。

以上の資料を総合すると、貞禪は宇都宮西経所に住した真言密教系の僧で、日光山入峯修行の行者をとりまとめたり、日光山・宇都宮相方への人々の寄進を受けつけたりする等、自ら願主・施主として活発に活動を展開していた人物であったといえよう。⁽²⁴⁾ちょうどこの当時は、日光山での入峯修行が隆盛を極めた時期にあたり、宇都

宮は入峯行者の拠点⁽²⁵⁾の一つとして真言密教系の僧・貞禪のとり仕切るところであったといえる。日光山入峯修行の行者には真言密教系の一派があったと先に述べたが、貞禪はこうした真言密教系入峯行者に連なる人物である。

貞禪の活動の中には「日光山縁起」第二種gの至徳元年奥書にみえた縁起の作成もあった。貞禪が願主となり作成した縁起はg日光山縁起と内容だったのか。

先に述べた庵佐羅摩の登場する「神道集」「日光権現事」は、勝道上人による日光山初登攀譚をも載せている。勝道は日光山入峯行者の祖と仰がれる人物である。そうすると、「日光権現事」に見える説話は勝道・空海門流と称された真言密教系入峯行者の世界に属するものであると考えられる。つまり、狩人・庵佐羅摩譚の成立背景には真言密教系入峯行者の世界があり、その世界の旗手的存在が貞禪だったのではないか。

先述のように、狩人・庵佐羅摩譚は日光山に対する宇都宮の位置を従来より具体的に説明する働きをもつものであった。宇都宮を拠点とする貞禪らにとって、こうした説話は自らの位置を主張する手段となりうる。当時の状況からみても、狩人・庵佐羅摩譚の成立に貞禪が関与する蓋然性は高い。至徳元年奥書にいう縁起（図絵文）とは狩人・庵佐羅摩譚をその内容とするものだったのではないか。或いは、新しい説話の誕生に伴って混乱していた既存の説話・伝承が整理されたことを示すものではないか。こうした動きのあった至徳元年は、宇都宮の日光山に対する位置が新たな方法で示されるよ

うになった年として、宇都宮側では銘記さるべき大切な年であったと考えられる。

第二章 「日光山縁起」の成立

(1) 第一種「縁起」の成立

本稿冒頭に、第一種縁起の諸本は日光山やその周辺に伝えられてきたと述べた。ここでもう少し詳しく、内容面から第一種の特徴をみることにする。「日光山縁起」は次の五つの要素から構成されている。

○伝説的歴史記述の部分

- ①日光山について
- ②宇都宮について
- 物語的記述の部分

- ③有字中将流離譚
- ④有字中将前生・蘇生譚
- ⑤小野猿丸神戦譚

- ①②は日光山・宇都宮の草創・沿革の伝承を歴史として記した部分、
- ③④⑤は本地物語の類型的話形を踏襲した物語によって日光山・宇都宮の神々の生成や関係を述べた部分である。伝説的歴史記述の部分(①②)は第二種縁起にのみみられる構成要素である。構成要素③④⑤に示される神々の関係を表Ⅱに図示した。

表 II

〔神々の関係概要図〕

物語の登場人物

日光山の神としての顕現

宇都宮への遷座

第一種縁起

※A系のみに見える部分



本宮・太郎大明神

宇都宮太郎大明神

(小野猿丸によって
遷座する。)

第二種縁起



女体権現
男体権現
太郎大明神

若補陀洛大明神

縁起諸本が示す神々の関係は基本的には第二種に示されたものと
同じ枠組に収まるが、第一種にはこれに加え、「本宮」「中宮」「新
宮」「宇都宮」という宮号が付されている。しかも第一種Aでは、

男体権現の宮号が本宮から新宮へ、太郎大明神の宮号が新宮から本
宮へ変化したことを述べる。第一種Bでは、男体権現は新宮、太郎
大明神は本宮とする。

第一種Aには、更に次の部分が加わっている。

① 夫、新宮権現ハ本ハ甲賀ノ權守諏胤ト申也。御子息三人御坐ス。太郎ハ諏致下野国宇都宮大明神成給本地馬頭次郎。諏任若狭国三田中、大明神成給本地地藏三郎。諏方信濃国諏訪、大明神本地普賢菩薩也云云。

①の「新宮権現」とは日光男体権現のことである。第一種Aの冒頭には「本甲賀權守諏胤ト申今有字ノ中将ト申也」とあって、物語が進むにつれ、甲賀權守→有字中将→本宮男体権現→新宮男体権現と名称が移り変わる。この流れの中から傍線①「新宮権現ハ本ハ甲賀ノ權守諏胤ト申也」が出てくるのである。ここに見える甲賀權守と三子息のことは、「神道集」「諏訪縁起」や諏訪側の資料類には必ず出てくる諏訪の神々の体系である。この諏訪の神々の体系は「日本紀私見聞」「日本書紀聞書」等の神道書にも見え、神道教学の世界では周知のものであったらしい。しかし、諏訪に関する資料の中には、①のように甲賀權守を日光男体権現に結びつけるものはない。第一種Aは、諏訪の神々の体系を利用して特に新宮権現の位置付けを行ない、新宮権現を強調するという特徴をもっているといえる。

第一種Aはなぜこのように新宮権現に力点を置いているのか。日光山の神を本宮権現・中宮・新宮権現とする称は十四世紀前半からみえるが、新宮権現の称が特に注目されるのは長享三年（一四八九）の口宣案においてである。

上卿 日野中納言

長享三年六月廿日宣旨

下野国日光山新宮大権現宜任准后位

敢勿違失

藏人頭左近權中将藤原宣親奉

ここには「下野国日光山新宮大権現」の称がみえる。同年七月五日に卜部家より出された神宣と題する文書には、日光山座禪院の鎮守として新宮の遷座を許可し、神号「下野国日光山正一位大権現」を与えることある。また、日光市二荒山神社藏新宮神輿の銘には、延徳二年六月、新宮が准后位に任ぜられたことを祝う祭礼の際、日光山御留守座禪院の正僧正・昌深が願主となって神輿を新造したことがみえる。

以上の資料から、十五世紀末の日光山では、御留守権別当、御留守総政所等と称して日光山運営の中心にあった座禪院の力を背景に、新宮を日光山の神々の中心に位置付けようとする動きのあったことがわかる。こうした動きの中で、「新宮大権現」の称は注目されることになったのである。「日光山縁起」第一種Aは、男体権現の号を本宮から新宮へと変えていたが、これは新宮を日光山の主に神に据えようとする日光山での動きを反映したためと考えられる。もう少し正確にいうと、日光山でのこうした動きがあった後、その変化の記憶がまだ生々しい時期の伝承を第一種Aは反映しているといふことである。つまり、第一種Aにみえる神々の体系の成立は、長享三年までは遡りうる。第一種Aの縁起成立は十五世紀末から十六世紀初頭頃と考えてよい。

こうした変化の記憶が薄れてくると、第一種Bのように、変化の過程にかかわる部分が欠落し、単に男体権現は新宮、太郎大明神は本宮であるとするだけになったと考えられる。従って、第一種Bの成立時期は第一種Aのそれより下るであろう。

(2) 庵佐羅摩から小野猿丸へ

第一章(2)狩人・庵佐羅摩譚で、この説話が日光山・宇都宮の関係を説明するものであることを述べた。が、庵佐羅摩がどのような形で両者の結びつきをいうのかはわからなかった。ところが、文明十六年の奥書を持つ「宇都宮大明神代々奇瑞事」(以下「奇瑞事」とする)には次の件があり、日光山・宇都宮を関係付ける役割を担う「庵佐羅摩」を窺わせる。

(甲)凡当山根元者、称徳天皇、神護景雲元年顯現日光山、其後仁明天皇御宇、承和五年戊午、温猿丸大夫、奉懷大明神、奉

移河内郡小寺山峯、而号若補陀洛大明神

ここでは、宇都宮の神を日光山から遷座した者として「温猿丸大夫」が登場する。「奇瑞事」の異本には、これを「温左郎磨」としたものもある。「庵佐羅摩」の称が「温左郎磨」「温猿丸大夫」へと変化し、更には「日光山縁起」の「小野猿丸」へとつながるのではないか。

第一章(2)狩人・庵佐羅摩譚で挙げた宴曲「宇都宮叢祠靈瑞」には、宇都宮の神敵を撃退した狩人が「織の森」にまつられているこ

とを述べる件があった。この「織の森」に関係することとして、「日光山縁起」第二種では、「小野猿丸」が「恩の森」の神となったといい、第一種では「小野猿丸」が「小野守」「小野森」の神となったという。第一種から、猿丸に冠された「小野」が神の名に通じることがわかり、第二種の「恩の森」も、「奇瑞事」にある「温猿丸大夫」「温左郎磨」のオンに通じると考えられる。或いは、「神道集」の「庵佐羅摩」のオンにまでかわらせうるかもしれない。宴曲「宇都宮叢祠靈瑞」にあった神敵撃退の狩人の伝承は、「神道集」に見した狩人・庵佐羅摩の赤城大明神撃退譚に取り込まれ、十四世紀以降これが広まると、以前からその狩人を神とまつっていた織の森の称は庵佐羅摩の影響で「オンの森」と呼ばれるようになり、十五世紀には温猿丸大夫・温左郎磨をまつる「オンの森」とされ、このような段階に到った後に「日光山縁起」第二種は作成されたのではないだろうか。その際、実際には温猿丸大夫・温左郎磨をまつる「オンの森」であるところを、縁起作成時に「小野猿丸」・「恩の森」の形にしたのではないか。第二種には小野猿丸の名称について述べた件がある。

中納言又都より御下あて、朝日長者殿へいらせ給ひけるとき、一夜めされたりし女房のその腹に男子一人おはしき。三歳のとき父の見参に入給ぬ。中納言御覧するに、あまりかたち見にくく、おはしければ、都へも上給はで、奥州小野といふ所にすみ給けり。小野猿丸と申せり。弓箭をとて人にすぐれたり。

この件りは、猿丸が有字中将・朝日君の子息「中納言」と奥州朝日

長者宅の「女房」との間に誕生したことを述べ、「奥州小野」といふ所にすみ給けり。小野猿丸と申せり」として猿丸に冠せられた「小野」が奥州の地名「小野」に由来することをいう。この件り全体は、縁起の物語記述部分の中で有字中将流離・前生・蘇生譚の部分と小野猿丸神戦譚の部分とをつなぐ働きを持っており、そこで小野猿丸の名称由来がいわれるのである。有字中将流離・前生・蘇生譚の生成については不明なのだが、その部分とここまで述べてきた変遷を経てきた狩人の神敵撃退譚とが「小野猿丸」の名称によつて一続きにまとまり、同時に「小野猿丸神戦譚」ができ上った、と考えることができるのではないか。つまり、「小野猿丸」の名称は、「日光山縁起」の物語記述部分の成立を象徴しており、ここから、第二種縁起の物語的部分をまとめるために、「温猿丸大夫」「庵佐羅摩」ではなく、「小野猿丸」の称が採用されたと考えられるのである。

さて、「奇瑞事」には前掲(甲)に続き、次の件りがある。

(乙)而号若補陀洛大明神、爰於社壇之南面、有大道、往來之輩不致下馬札、若有秋毫之誤則神明成、有刑罰之族、

仍瑞籬奉移北山云云、今社壇是也、当国第一宮也

「日光山縁起」第二種には、これに全く一致する部分がある。

其後一男太郎大明神、同国河内郡小寺山にうつりまし、て、
若補陀洛大明神と号し奉る。社壇の南に大道あり、かしこを通る輩、下馬の札をいたさず、もし秋毫の誤あれば、神明怒をなし刑罰するしあり。仍瑞籬を北の山にうつし奉る。彼二荒山の松樹は内宮の儀をかくし、此如意峰の叢祠は外宮の理を表す。

内証外用ことおなじといへども、和光同塵の本質当社をすぐれ給へり。

「奇瑞事」(乙)の記事と第二種の(一)部は全く一致する。ただ、「奇瑞事」で「当国一宮也」とあるところが第二種にはなく、かわりに内宮・外宮理論を援用して宇都宮の神徳が日光山のそれに勝ると述べる件りがある。「はじめに」で第二種は宇都宮やその周辺に伝えられたことを述べたが、この件りから、第二種は宇都宮の立場でその神徳賞揚を意図するものであることがわかる。

「奇瑞事」と第二種はこうした同一箇所をもつ一方で、違う部分ももっている。「奇瑞事」では日光山から宇都宮への神の遷座を担う者として「温猿丸大夫」が登場したが(前掲(甲))、第二種では「同国河内郡小寺山(宇都宮の所在地)にうつりまし」と表現し、宇都宮への遷座を担う者を介在させない。この違いは何を意味するのか。

(3)「日光山縁起」第二種の成立

本稿冒頭に述べたように、「日光山縁起」第二種(日光山並当社縁起)には「文明九年正月十一日、右馬頭正綱」という奥書があり、宇都宮正綱とのかかわりを示していた。この正綱の子・成綱に関して、前掲の「至徳元年(云々)旧記」に次の記事がある。

(1)延徳四年壬子六月

奉修理 神主成綱

大工丹後守

益次

右神器之銘也

(2) 明応七年戊午十二月十五日

奉修理

神主藤原下野守成綱

居判

右御宮棟札也

(1)(2)は一連のもので、「神主成綱」「神主藤原下野守成綱」とみえる宇都宮成綱が十五世紀末に宇都宮の神主を務めたことを示す。(2)の棟札は宇都宮市二荒山神社に現存するらしいが、これによると神主成綱が明応七年に宇都宮社殿の造営を行なったことがわかる。

宇都宮社殿造営の記録『造営日記』⁽³³⁾には、永享十一年・長禄二年・文明十年・明応七年と四回の造営記録がある。このうち後の二回・文明十年と明応七年の記録はいずれも神主成綱の年令を記すが、先の二回・永享十一年と長禄二年の記録にはない。また行事内容も、文明・明応の方には「神主御舞」があるが、永享・長禄の方にはない。これは、文明十年の造営以来、宇都宮氏が神主として一定の役割を果たすようになったことを意味する。

文明十年の造営記録には「成綱御代御年十才 慈心院当院主後書(傍点筆者)」とある。文明十年の造営で十才の成綱が神主を務めたことは少し考えにくい。「後書」とあるところから察するに、成綱が神主を務めた明応七年の時点で、遡って、文明十年には成綱が

十才であったことを記したという意味だと思われる。これは、神主・宇都宮氏の地位が成綱の代で確立したことを示すとともに、成綱の先代・正綱の頃から宇都宮氏が神主として造営に一定の役割を占め始めたことを窺わせる。

「日光山縁起」第二種の奥書にある文明九年という年は、宇都宮氏が宇都宮での神主の位置を確立しつつあった時期に当る。前節で述べたように、第二種では宇都宮への神の遷座を担う者が登場してこなかった。遷座の担い手という位置は、神に仕える神主の役割に通ずるものである。十五世紀頃の伝承としては、「奇瑞事」のように温猿丸大夫を神の遷座の担い手とするものが存在していたが、こうした役割の者を縁起に登場させるのは、当時神主の位置を確立しつつあった宇都宮氏にとっては自らの立場と齟齬する不都合なことになる。宇都宮の神に仕える役割の者を登場させない第二種は、宇都宮氏の立場を配慮して、文明九年・宇都宮正綱の頃に成立したと考えられる。

既述のように、「奇瑞事」と第二種とは全く一致する箇所があり、第二種は「奇瑞事」を本文の中に取り込んで作られていた。また、第二種は当時の伝承——「温猿丸大夫」「温左郎鷹」をまつる「オンの森」の名称——を下敷にしつつ、縁起の物語的部分をまとめるために「小野猿丸」の称を用い、更には、神主としての位置を固めつつあった宇都宮氏への配慮をしながら、宇都宮の神徳賞揚の目的で作成されたと考えられるのである。

注

(1) 「栃木史心会会報」第十五号（一九八四・七）所収、「日光山縁起」文献目録に詳しい。

(2) 大島建彦 「日光山縁起」の構造（『お伽草子と民間文芸』所収）

(3) 細矢藤策 「翻刻 二荒山神社縁起」（『野州国文学』一五・一九七五・三）

久野俊彦 「補陀洛山祖秘録」翻刻——「日光山縁起」異本の形態——（『東洋大学大学院紀要』一九八三・二）

及び前掲(1)

(4) (2)(3)(5)は転写本であるので省く。

(5) 新校群書類従・二二巻所収の本文による。

(6) 中世法制史料集・第三巻・武家法I所収。

(7) 吾妻鏡 元暦元年五月廿四日条

(8) 二荒山神社刊（一九七六・十二）「新式和歌集」所収の本文による。

(9) 日本古典文学大系による。

(10) 「宴曲十七帖」所収の本文による。

(11) 乾克己 「宴曲「諏訪効験」と中世の諏訪信仰」（『国学院雑誌』七九・七 一九七八）

(12) 前掲(10)の注による。

(13) 赤木文庫蔵本（貴重古典籍叢刊1）の本文による。以下同じ。

(14) 「日光市史史料」第三集所収「輪王寺文書」二号（一九七四・十一）

(15) 「日光山輪王寺史」所収。

(16) 続群書類従・第二十八輯上・釈家部所収。「山岳信仰の遺宝」（奈良国立博物館・図録 一九八五・四）の解説によると、十三世紀の写本が伝存するという。

(17) 「宇都宮市史」第二巻中世史料編所収。以下、貞禪の資料は断りのない限りすべてこれによる。

(18) 日本思想大系「寺社縁起」補注・四三九頁を参照されたい。

(19) (20) (21) 「日光市史」上巻（一九七九・十二）

(22) 栃木県立博物館 図録「中世下野の仏教美術」（一九八五・二）に写真及び解説がある。

(23) 佐和隆研編 「仏像図典」（一九八五・四）

(24) 前掲(19)

(25) 「宇都宮家式條」「夏末験競事」の一條から、宇都宮に入峯行者が住み、活動したことがわかる。

(26) 細矢藤策「翻刻 二荒山神社縁起」（『野州国文学』一五・一九七五・三）の本文による。

(二) の本文による。

(27) (28) 前掲(17)

(29) 前掲(19)

(30) 群書類従・第二輯、及び群書解題・神祇部・中所収。

(31) 日本思想大系「寺社縁起」所収の本文による。以下同じ。

(32) (33) 前掲(17)